

令和6年第1回（2月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和6年3月22日（金曜日）

議事日程（第6号）

令和6年3月22日（金）午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第1号、議案第2号、議案第5号から議案第11号まで、議案第35号、議案第45号、議案第52号から議案第55号まで、議案第59号、陳情第5号

（市民厚生常任委員会分）

議案第12号から議案第22号まで、議案第46号から議案第48号まで、議案第50号、議案第51号、議案第56号、陳情第1号

（産業建設常任委員会分）

議案第3号、議案第4号、議案第23号から議案第32号まで、議案第49号、議案第57号、議案第58号、陳情第2号

第2 発議案第1号

第3 発議案第2号

第4 発議案第3号

第5 発議案第4号

第6 発議案第5号

第7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	平	田	和太龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純一	君	4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健二	君	6番	後	藤	勇	典	君
8番	室	岡	啓史	君	9番	広	瀬	大	海	君
10番	上	杉	育子	君	11番	稲	辺	茂	樹	君
12番	山	田	伸之	君	13番	荒	井	眞	理	君
14番	坂	下	善英	君	15番	山	本		卓	君
16番	金	田	淳一	君	17番	中	村	良	夫	君
18番	中	川	直美	君	19番	佐	藤		孝	君
20番	駒	形	信雄	君	21番	近	藤	和	義	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡 辺 竜 五 君	副市長	伊 貝 秀 一 君
教 育 長	香 遠 正 浩 君	総務部長	中 川 宏 君
企 画 部 長	石 田 友 紀 君	財 務 部 長	平 山 栄 祐 君
市 民 生 活 長	金 子 聡 君	農 林 水 産 長	本 間 賢 一 郎 君
観 光 振 興 長	岩 崎 洋 昭 君	建 設 部 長	佐 々 木 雅 彦 君
教 育 次 長	鈴 木 健 一 郎 君	教 育 次 長 (兼 教 育 総 務 課 長)	磯 部 伸 浩 君
消 防 長	中 野 照 之 君	社 会 福 祉 部 長 (兼 社 会 福 祉 課 長)	知 本 政 則 君
地 域 振 興 部 長 (兼 移 住 推 進 課 長)	渡 邊 一 哉 君	会 計 管 理 者 (兼 会 計 課 長)	本 間 智 子 君
上 下 水 道 長	森 川 浩 行 君	両 津 病 院 長	倉 内 学 君
選 挙 管 理 会 長	谷 川 直 樹 君	監 査 委 員 長	原 田 健 一 君
農 業 委 員 会 長	計 良 朋 尚 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 川 雅 史 君	事務局次長	齋 藤 壮 一 君
議 事 調 査 係	数 馬 慎 司 君	議事調査係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第1号、議案第2号、議案第5号から議案第11号まで、議案第35号、議案第45号、議案第52号から議案第55号まで、議案第59号、陳情第5号

（市民厚生常任委員会分）

議案第12号から議案第22号まで、議案第46号から議案第48号まで、議案第50号、議案第51号、議案第56号、陳情第1号

（産業建設常任委員会分）

議案第3号、議案第4号、議案第23号から議案第32号まで、議案第49号、議案第57号、議案第58号、陳情第2号

○議長（近藤和義君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、山本卓君。

〔総務文教常任委員長 山本 卓君登壇〕

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ1億9,688万9,000円を追加する補正予算を専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、能登半島地震の災害対応経費及び国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴う事業の経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）。本案は、歳入歳出それぞれ3億8,254万6,000円を追加する補正予算を専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、能登半島地震の災害対応経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方自治法の改正に伴い、関係条例において条ずれが生ずるため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給など所要の改正を行うため、

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たり所要の改正を行うため、佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、省令で情報連携を可能とする仕組みに改められたことから所要の改正を行うため、佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市交通指導員の活動に合わせた職務に変更するため、佐渡市交通安全条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、学校保健安全法に基づき、各小中学校及び幼稚園に置かれている学校薬剤師の報酬について算定方法を見直し、適正な報酬額に改めるため、佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、条例中の消防に関する手数料の金額を改正するため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。変更の理由は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 令和6年度佐渡市一般会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は480億円と前年度当初予算と比較して32億2,000万円、率にして6.3%の減となるものであります。主な内容は、能登半島地震への対応や原油価格、物価高騰などから市民の暮らしを守る当面の対策や、安心して暮らし続ける島と地域循環共生圏の創出の2本の未来像に向けた施策に集中的に取り組み、また持続可能な財政基盤を維持して行けるよう、人口5万人の市における適正な市民サービスを見据えた公共施設や組織の最適化を念頭に置いて、民間活用やデジタル化を進めるとともに、最大限、国や県の財源を活用し、最少の投資で最大の効果が得られるようにさらなる効率化を図るなど、行財政改革に取り組むものとなっております。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりです。

意見。1、総務文教常任委員会。(1)、能登半島地震の対応について。能登半島地震の教訓を生かし、防災課を中心に支所及び消防ともに連携を図り、地域における課題と防災の組織体制の拡充を含め、迅速に取り組むこと。また、能登半島地震における検証と中間・最終報告を早期に行うこと。消防は、災害発生時において、迅速かつ的確に対応できるよう必要な資格取得に努めるとともに、ドローンなど災害対策に有益な設備導入を検討すべきである。

(2)、企画部総合政策課。①、19款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、企業版ふるさと納税について。企業版ふるさと納税は、有益な財源であることから推進すべきであるが、寄附目的に関連した事業の実施に当たっては、市民から疑念を抱かれないよう透明性を担保すること。

②、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、佐渡教育コンソーシアム事業及び島留学推進事業について。本来の目的に沿った事業となっていないものと思料する。今後の事業の実施については、理念を明確にし、再検討すべきである。

(3)、財務部財政課。財政規律や補助金・負担金について、監査委員から厳しい指摘があったにもかかわらず、全ての補助金・負担金の総点検がなされていないので、早急に対応すべきである。

(4)、教育委員会総括的事項。学校教育課のコミュニティスクール、社会教育課の佐渡市地域クラブ、地域未来塾、土曜学習、放課後子ども教室については教育委員会内で十分連携をして取り組むべきである。

(5)、教育委員会教育総務課。15款使用料及び手数料、1項使用料、8目教育使用料、教員住宅使用料について。教員住宅への入居者が減少しているので、今後の在り方については、所管替えも含めた抜本的な見直しを検討するとともに、住宅の適正な管理に努めること。

(6)、教育委員会学校教育課。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、心の教育支援事業について。重大ないじめ問題については、発生からの対応経過が分かるよう、可能な限り可視化に努めること。

2番、市民厚生常任委員会。(1)、社会福祉部高齢福祉課。①、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人福祉一般経費（佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会負担金）について。この法人は、佐渡市の医療、介護、福祉の連携において重要な組織であり、市民からの期待も大きいものがある。については、限りある地域医療基金の有効活用に努めるとともに、さらなる組織体制の強化を図られたい。

②、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、高齢者生活支援事業について。人工透析の通院困難者の費用負担軽減のため、外出支援サービス事業の対象に人工透析患者を追加し、負担の軽減につなげたことは一定の評価ができるものである。来年度の実績や利用状況等を踏まえ、制度の拡充について検討されたい。

(2)、社会福祉部子ども若者課。3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、児童館・学童保育運営費について。令和6年度当初の学童保育の待機児童数は227人になる見込みであるとの説明があった。少子化が深刻化する当市において、子育て環境の充実は最重要課題であることから、子育て世代のニーズに十分応えられるよう、運営委託事業者や学校とも連携、協議を行いながら、待機児童の解消に努められたい。

(3)、市民生活部健康医療対策課。4款衛生費、3項医療推進費、3目病院費、病院補助事業につい

て。本事業は、特別交付税により公的医療機関である佐渡総合病院及び南佐渡地域医療センターへの運営費に加え、医師派遣の旅費等を追加で補助するものである。一方で、南佐渡地域医療センター医師の退職があったことから、この問題解決のため、今後も厚生連とさらに連携し、体制強化に努められたい。

3 番、産業建設常任委員会。(1)、観光振興課総括的事項。一般社団法人佐渡観光交流機構への不適正事務処理事案については、監査からの厳しい指摘があった。負担金の扱いについては、今後補助金へと改めることも含め、抜本的な見直しを検討するとの説明があったため、適正に進めること。また、観光振興課と佐渡観光交流機構との業務分担を明確にし、佐渡市DMOあり方検討会でも議論した上、両者の相乗効果が上がる努力を続けること。

(2)、世界遺産推進課総括的事項。次年度夏には、「佐渡島の金山」世界文化遺産登録が期待される。登録実現後も佐渡のブランド化、全島の環境美化及び文化的価値の情報発信に努め、持続可能な佐渡をつくるために島民一丸となった連携を図ることを強く求める。

議案第52号 令和6年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第53号 令和6年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第54号 令和6年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第55号 令和6年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、令和6年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区18万8,000円、二宮財産区327万7,000円、新畑野財産区348万4,000円、真野財産区326万8,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第59号 佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事請負契約の締結について。本案は、佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事請負契約について、2月27日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第5号 佐渡市議会は百条委員会を設置してコンプライアンスの欠如している職員の責任を追及していただきたい陳情。本陳情は、議会に百条委員会を設置して、コンプライアンスの欠如している職員の責任の追及などを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定をしました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより議案第45号 令和6年度佐渡市一般会計予算についての委員長質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する、山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番（山本健二君） 1つ、真野行政サービスセンターの利用についてちょっとお伺いしたいです。それで、今度検査をして、その後の計画というのか、そういうのを審査しておるようでしたら教えてください。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任委員長、山本卓君。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 利用計画と言われても、ちょっとそこは審議していませんが、この件に関しては、エレベーターの件のこともまたおっしゃるのではないかと思います。その件に関しては昨

年9月にもこの委員長質疑でお答えをしたと思います。ただ、その際は、市民からの要望がありますが、建物の構造上非常に難しいという説明でしたが、今回エレベーターについては執行部から、施設の構造上、エレベーターの設置に課題があるという説明があり、来年度予算の中にエレベーター設置が可能かどうか調査をしたいということで、436万7,000円の設置検討業務委託料として今回新年度予算に計上をしております。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 山本健二君。

○2番（山本健二君） 次、温水プールが今使用できないようになっておられると思うのですが、これが10月まで修繕するのにかかるというと、小学校の授業に差し支えがあると思うのですが、その辺どのような審査があったか教えてほしいのと、災害時の避難場所の数、これを増やす予定があるかどうか、その辺審議したか、ちょっと教えてください。

○議長（近藤和義君） 山本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） では、山本健二議員の質疑にお答えします。

まず、佐渡スポーツハウスのプールの件ですが、1月1日に地震の影響で長期間使用できないという状況にあります。今定例会で専決処分の承認を求められている、議案第2号、一般会計補正予算（第11号）で既に対応をしております。一応参考までに営業再開までのスケジュールを申し上げますが、今年の3月から4月の間で設計業務を行い、5月に工事の入札を行い、6月から9月の間で配水管等の復旧工事を行い、10月には再開をしたいという、そういう説明を受けております。

次に、災害時の避難場所についてですが、1月1日の地震に関しましては、真野は真野小学校体育館に避難者がおられたようですが、佐渡全島では避難所、避難場所というのは64か所設けられております。その中で、真野の部分に関しては6か所あります。参考のために読み上げますと、真野小学校体育館、それから真野ふるさと会館、いぶき21、佐渡スポーツハウス、真野中学校体育館、真野武道館、64か所のうち6か所が真野にあるということであります。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 山本健二君。

○2番（山本健二君） 災害時の避難所なのですが、真野の中で6か所と教えていただいたのですが、地内にちょっと集中し過ぎておるといえるのか、避難者が行ったり来たりするのがちょっと困難なところがあると思いますが、その辺は審議したのでしょうか。教えてください。

○議長（近藤和義君） 山本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 避難者の誘導とか、そういったことに対しては深く審議はしておりません。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長に対する山本健二君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第45号 令和6年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

山本健二君の反対討論を許します。

山本健二君。

〔2番 山本健二君登壇〕

○2番（山本健二君） 山本健二です。議案第45号について反対討論をさせていただきます。

理由は、花壇の清掃、これについて審議したときに、防草シートで覆ってみんな伐採してしまうというのを聞いて、こういう観光の資源というのか、そういうふうにする予算でいいのかと自分は思いました。それと、もう一つは予算の執行についてですが、ちょっと審議する前に流用するのを前提に予算を計上するのはどうかと思って、自分は反対をしたいと思って、反対討論をさせていただきました。賛同をよろしくお願いします。

○議長（近藤和義君） 次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。令和6年度一般会計当初予算案について、反対の討論を行います。

先ほど委員長報告の中で、新年度予算の概要等については詳しく報告があったとおりでございます。もちろん全ての中身が悪いなどと言うつもりはございません。新年度の当初予算は、安心して暮らし続ける島、地域循環共生圏の創出、そして5つの戦略として市民と共に創る島、子どもから高齢者まで夢や希望が持てる島、医療・介護・福祉を守る島、防災力が高い安全・安心な島、元気な経済と多様な人が活躍する島ということ、この5つの戦略を掲げて全体として組み立てられているものであります。

まず、新年度の中で評価できるものについて、重複しない範疇で触れておきます。1つは、能登半島地震を受けて、耐震診断に基づく改修費を65万円から100万円に上げた、これはなかなか評価できるものだな。この間紹介をしました、石川県辺りでは150万円というところもありますが、一つ評価できるかなと。また、コロナ禍からの回復で昨年からやっている高齢者の社会教育施設の利用料の無償化など、なかなか真剣に取り組んでいるところかな。また、省エネ家電の関係ですが、すぐオーバーもすると思うので、補正もして、市民の期待に応えるべきだなと、こんなふうに思っています。評価できる点で大きなもので、政治姿勢では、原発再稼働ありきでなく、島民の安全、安心ということを貫くというのが一般質問の中で私はあったように聞いております。知事に言われて、その姿勢が変わらないことを期待しておきたいというふうに思います。

次に、反対する理由を4点かいつまんで申し上げます。1つは、先ほどありましたが、防災の関係はこれイの一番にやらなければならない。ここの報告書の中でも、なかなか厳しい意見が出ているところです。先ほど質疑の中にもありましたが、やはり地区、地区に避難場所が集中していたらほかの人どうするのだ、こういうような問題も含めて、全体として防災、自然災害の対策を早急にやるという点が私は非常に弱いというふうに思っております。

2点目です。佐渡航路の関係です。1つは、海の関係で、佐渡汽船は民間移行しましたが、国や県が公共交通に責任を持つのが当たり前でございます。民間に事実上の完全移行するときの協議会についても、民間の佐渡汽船も合意をしているものであり、協定に沿った在り方は必要だ、このことを強く述べておきたい。また、特に改正離島振興法の立場で、佐渡の振興に責任を持つ新潟県の責任は重大であります。この間明らかになっておりますが、全国25の赤字航路に対して、新潟県は支援を行っていないということは明白になっておりますが、この問題、しっかり対応すべき中身であろうというふうに思います。ちなみに、

当時県の交通政策局長が来て、実際に物すごく新潟県は冷たいというそのままの発言をしたというのも加えておきます。

航空路の問題では、空の問題です。今年度予算では、空路での飛行機就航予定に対して、航空路確保対策予算として900万円を予算化しております。これは、新潟県と折半というものであります。佐渡空港は県営空港でありますから、本来県が持つべきというのが筋ではないか。確かに全国の地方空港を見ると、赤字が多くて、インセンティブなどで関係自治体に参加しているところはあるが、本来的には県営空港ですから、県がしっかり持つべきだと、このことを強く指摘をしておきたいと思います。

3点目には、コンプライアンスの関係です。先ほどここにもありましたが、観光交流機構の不適正事務、監査の指摘の関係でございます。市長が求めた過去の監査、平成30年度から令和2年度までの監査の結果では、不適正な事務処理が行われていたと。できてからずっと不適正な事務処理というのが負担金の在り方であります。不適正ということは、駄目だということなのです。そして、監査の意見は誠に遺憾である。驚きを禁じ得ない。行政としての公平性や透明性を担保することができず、市民からの信頼を損ね、信用を失墜させる事態を招いた。そして、市民の信頼回復に努力されたいと、これだけ厳しく言われておりますが、新年度についてはそのことがあまり反映されていないというふうに審査では明白になりました。しかも、ここにもありましたが、補助金のルールなどはしっかりする。そもそも公金は市民の税金でありますから、公金支出には要綱なりルール、そして明確な根拠が要るにもかかわらず、間違いがばれたら後で要綱などをつくって問題ないと。これは、まさに裏金のような話であって、ここが問題だというところがどのように総括されているのか、私は市民の前に明らかにされていないというふうに思います。

それで、最後、今年度は第9期の介護保険事業計画のスタートの年度でございます。全国的にも、今回の介護保険のありようは非常に問題だということで、国に対して大きな不満が噴き出ているわけであります。もちろんこの問題は、大本は国の責任であります。身近な市政として、そしてまた高齢者の多い島として対応すべきであるというふうに思います。

先ほど言い忘れた点を1つ言っておきます。観光交流機構の点では、8月に議会に示したものでは、これどうするのだということに対して、本件にかかわらず、今後不適正事務の抑制の観点から、外部機関によるチェック機能の構築を検討していくことも必要であると、このように言っております。審査の中で総務文教常任委員会ではしっかりやっておりますが、この点も踏まえて反対の討論とします。ぜひ市民の期待に応え、そして透明で清い政治であることを願って、反対の討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

議案第45号 令和6年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第5号 佐渡市議会は百条委員会を設置してコンプライアンスの欠如している職員の責任

を追及していただきたい陳情についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議題になっている、佐渡市議会は百条委員会を設置してコンプライアンスの欠如している職員の責任追及などを求めるという陳情についての賛成の討論をいたします。

私は、この中身について賛成するものではありませんが、この一連の関係の陳情は今年度佐渡市議会に幾つも出てまいりました。私は一般質問でもたしましたが、職員の金銭授受があったとか、職員と一緒に酒を飲んだとか、これは本来コンプライアンス的にはあってはならないことだ、そう言ったら市長は全く問題ないということでありました。ですから、この問題は議会としても、佐渡市に浴びせかかったコンプライアンス問題としてしっかりはねのける必要が私はあるというふうに強く思うところでございます。今テレビ等でも、企業などのコンプライアンスは極めて厳しく求められているところです。今委員会の審査の中では、私はこれは部長レベルの問題ではない。副市長なり市長を呼んで、当委員会として事実関係を明らかにして、職員に何も問題ないということを明らかにすべきだということを主張しましたが、残念ながら私以外の多くの人の反対でそれは実現できませんでした。議会の任期もまだあります。議会は、佐渡市行政のある意味監視役、批判とチェックの役目でありますから、2日もあれば百条委員会をつくって私はやれる、こんなふうに思っております。ぜひとも議会として責任ある態度を取るべきだというのが、私の今回の討論の中身であります。よって、賛成をするというのが討論でございます。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

陳情第5号 佐渡市議会は百条委員会を設置してコンプライアンスの欠如している職員の責任を追及していただきたい陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第5号を採択することは否決されました。

これより議案第45号、陳情第5号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づきまして報告いたします。

議案第12号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、接近禁止命令などの用語が整理されたことから、所要の改正を行うため、佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年3月31日をもって真野第2保育園を閉園するため、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年3月31日をもって若宮児童遊園を廃止するため、佐渡市児童遊園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国が定める運営基準が改正され、施設に係る重要事項の掲示方法及び記録について電子化が追加されたことに伴い、所要の改正を行うため、佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法及び関係法令の改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間の1号被保険者の保険料などの改正、及び佐渡市介護認定審査会の委員の定数を変更するため、佐渡市介護保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。以上4議案は、介護保険法関連の法令の改正に伴い、国の定める基準が改正され、令和6年4月以降、身体拘束等の適正化の措置などが図られることにより、市が指定する地域密着型サービス事業などについて、所要の改正を行うため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例及び佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例等を廃止する条例の制定について。本案は、特別養護老人ホーム歌代の里の運営を民間に移行するに当たり、令和7年3月31日をもって当該施設を廃止するため、関係する条例の一部を改正及び廃止するものであり

ます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、関連する文言の修正及び整理を行うため、佐渡市精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億2,000万円とするもので、前年度当初予算と比較して2億4,000万円、率にして4.3%の減となるものであります。主な内容は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び新潟県に納付する国民健康保険事業納付金を計上するほか、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,530万円とするもので、前年当初予算と比較して8,570万円、率にして10.21%の増となるものであります。主な内容は、事業の運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億9,360万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,400万円、率にして0.02%の増となるものであります。主な内容は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基にして、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・日常生活支援総合事業費、介護予防・生活支援サービス事業について。令和6年度介護報酬改定により、訪問介護基本報酬の引下げが予定されている。施設介護待機者が多数存在する中、訪問介護は介護を担う家族にとってなくてはならないサービスである。報酬引下げで訪問介護事業者の経営悪化による事業撤退が懸念されることから、事業提供者への影響を注視し、対応策について検討されたい。

2、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費、生活支援体制整備事業について。「誰もが立ち寄れる常設の居場所づくり」が計画され、事業の目指す方向性は理解できるが、その事業運営手法に懸念が残る。事業開始に当たっては、運営組織を構築し、その方向性を明確化した計画の下に事業を進められたい。

議案第50号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,400万円とするもので、前年度当初予算と比較して2億3,100万円、率にして47.6%の減となるものであります。主な内容は、特別養護老人ホーム歌代の里への施設入所及び短期入所等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、

原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第51号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ11億1,940万円とするもので、前年度当初予算と比較して5億4,230万円、率にして94%の増となるものであります。主な内容は、介護老人保健施設すこやか両津への施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに係る費用を計上するほか、インフラ独立設備整備に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。両津病院の移転に伴うインフラ独立設備整備工事の進捗が遅れが生じているとの説明があったが、計画期間内に工事が完了するよう、努力されたい。

議案第56号 令和6年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を16億4,248万1,000円、支出の予定額を19億8,442万2,000円とし、資本的収支では収入の予定額を41億2,682万4,000円、支出の予定額を41億5,838万円とするものであります。主な内容は、地域医療確保のため、病院事業に係る費用を計上するほか、両津病院移転新築に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。相川診療所は、令和7年6月までに消防設備の改修が必要になるとの説明を受けている。さらには将来的に施設の大規模改修が想定される中において、相川診療所の役割や島内の医療、介護、福祉の動向を踏まえつつ、庁内関係課を含めて協議を行い、今後の相川診療所の在り方や方向性を早急に決定すること。

陳情第1号 佐渡島内の特別養護老人ホームが老朽化（耐用年数経過）により建替え（移転新築）の際、佐渡市の施設整備補助金の増額についての陳情。本陳情は、佐渡島内の特別養護老人ホームの老朽化に伴う建て替えが必要となった際、佐渡市の施設整備補助金を歌代の里の民間移行の際の補助金と同程度になるよう増額を求めるものであります。審査において確認した主な事項は、以下のとおりであります。

1、市営の歌代の里を市が建設した場合は25億円程度の費用がかかるほか、毎年7,000万円程度の赤字が見込まれている。一方、民間へ移行した場合は、約7億円の補助金の支出で済み、行政コストの大幅な削減につながることから、歌代の里の民間移行の補助金交付要綱を制定し、対応したものである。

2、本陳情は社会福祉法人による建て替えであり、歌代の里の事案とは条件が異なることから、現行の施設整備補助金交付要綱を適用することが妥当である。

3、今後の当市における高齢者人口の減少を見据え、必要ベッド数や施設配置のバランスを検討することが優先課題であり、将来の方向性について、各社会福祉法人と市の間で今以上に協議する必要があると判断するものである。

審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより議案第48号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） それでは、ただいま議案となっています令和6年度の介護保険特別会計についての反対の討論を行います。

評価すべき点というか、現在の案もそうなのですが、介護保険料を上げないようにこの間ためてきた基金をほとんど出して据え置いたということについては一定の評価をしたいというふうに思います。ただし、言うまでもありませんが、物価高騰、年金が下がっているという中ですから、据え置かれても実質上がっているというのが負担感です。もちろんまた国の政治の在り方、経済の在り方が問題ではありますが、それでも身近な政治は困っている人を助ける、これが政治の役目だということを強くまず訴えておきたいというふうに思います。先ほどの委員長報告の中で全体を通してありましたが、先ほども言いましたけれども、今介護保険の在り方が非常にひどい。全国でもありましたが、訪問介護事業者が潰れる、それどころではなくて、介護事業をやっている本体そのものも成り立たない、こういう中身であります。介護保険の特別会計だけではなく、市の一般会計と一緒に合わさって高齢者の暮らし、そして介護問題にしっかり向かい合っていかなければならないということを強く指摘しておきたいと思います。

1つは、現在市の資料によりますと300名余り待機者がいて、市の見方でいうと約150名近くがどうしても困っている人、それがいまだに放置をされている。この放置をされているのはこのままでいいのか。やっぱりこれはしっかり手当てをしていく必要がある、そういう中身にしていくべきだということを強く指摘をしておきたいと思います。

また、佐渡の特別養護老人ホームは全体で728床、介護老人保健施設が400床ですが、金井の介護老人保健施設さどの80床がなくなりますから、全体としては介護の受皿が縮小する。本当に深刻だ。それに対して、市としてしっかり対応していく予算になっていないというふうに強く指摘をしておきたいと思います。ある方が言いました。介護や福祉を、今佐渡市がやっている観光や移住政策並みに予算を使ってくれ、こんな声もあったということを強く指摘して、反対の討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

議案第48号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

これより陳情第1号 佐渡島内の特別養護老人ホームが老朽化（耐用年数経過）により建替え（移転新築）の際、佐渡市の施設整備補助金の増額についての陳情の委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 通告してあるとおりでございます。この陳情そのものはこの間旧市町村時代からつくってきた特別養護老人ホームが老朽化をして建て替えをやると、建て替えをしなければいけないのだが、個室整備すると入所者の負担もかかるので、多床室も多くしたいと。そうすることによって、補助金とかも少ないので、何とか支援ができないかという中身だろうというふうに思います。私は、全会一致で不採択って何か冷たい委員会だなと思ったものですから、具体的にはどのような中身であったのか。ここに3つの点が書いてありますが、今はやりのコストカット、金削減みたいな話しかないのかと思うが、具体的にどのような審査をされたのかお尋ねをしたいということでございます。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） それでは、中川議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

冷たいと言われましても、私どもは全く冷たくなかったという心を持ちまして、この陳情に対しましては慎重審議させていただいたということをまず申し上げたいと思います。先ほど委員長報告でも述べましたとおり、歌代の里に佐渡市が補助金交付いたした条件といたしましては、これまで市の運営では毎年7,000万円の赤字を抛出していたというところ、そして市がさらに継続して運営する場合には25億円程度の建設費がかかる、その上に先ほど申しあげました毎年の赤字が積み上がるという状況の中で、これは民の力、民の能力を活用し、民間で同等以上のサービスを市民の方々に提供できるという確信を持ちまして、歌代の里民間移行というものを決定した流れの中でございます。片や本陳情に関しましては、真野の場合は真野町が出捐をし、それ以降社会福祉法人として運営されてきたものでございますが、この建て替えに関しまして歌代の里並みに補助交付できないかというお願いと、今後のその他の社会福祉法人の建て替えに対してもこのようなというような流れになってくるのではないかとということであります。

そこにおきまして、我々審査の中ではそれぞれ地域にあります特別養護老人ホーム施設の建築年月日というものを資料として提出していただきました。特別養護老人ホーム施設真野の里は経過年数38年、通常40年か45年と言われている耐用年数でございますので、もうだんだん経過年数に達するという施設になっております。その他はもちの里が32年経過しておりまして、これもだんだんと建て替えの時期がやってくるというところ、その続きとしましては大浦の里28年、続きましてやはたの里25年と、建て替えが10年以内に同時期にやってくるというような状況を確認させていただきました。片や第8期の介護保険計画の中では、結果としまして想定された高齢者の人数が計画よりも減少が早くなっているという報告を受けました。並びに、訪問介護につきましてもコロナ禍の影響、その後の立ち上がりというものが急激に減少しているということをヒアリングいたしました。そして、現在728床あるベッド数が、約20年後には400床にまで減少せざるを得ないという状況も審査の中で報告を受けております。

そういった観点から、将来に向けて適正な介護を供給していくためには、適正な施設設備が必要だろうという結論に達しております。そういうわけで、地域の介護をこれまで支えてきていただいた各社会福祉

法人に全く敬意を払っていないというのではなく、地域の福祉を継続的に支えていくため、なおかつ地域のそこに携わる方々の雇用を守るためにも、まずは将来の介護施設の配置計画をしっかりと整備した上で、その計画の下に佐渡市と共にしっかりと話し合いを進めていくのが先決だということで、先ほどの委員長報告というところにさせていただいたわけです。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） では、幾つか聞きます。

まず、1つ、私はもちろん経費を考えるとすることは必要ですが、コストカットは問題だから変えようというのが今の国の流れでもあるので、ちょっとどうかと思った感想を言っておきます。歌代の里を民間公募したときに第1次はいなかったではないですか。いなかったから、補助金の額を上げたではないですか。そういう意味でいうと、それと何ら変わらないのではないかとというのが1つ、言い分が。それと、もう一つは、社会福祉法人は例えば施設を建てたときには、今度解体費用は自分で持たなければならない。ところが、現在の歌代の里は建てるのは自分で、補助金もらってやるけれども、解体は佐渡市がやるというようなことを考えたら、トータルとしてそんなに変わらないのかなというふうに私は思うのですが、その辺の問題はどうなのか。今年度の介護保険事業計画は、令和22年までは、ほぼ大枠では現状のサービスがないと困るよということなわけです。今ほど委員長が言いましたが、728床が20年後には400床になるから、これを待とうみたいな話では、今150人近くの人々が困っているのをどうするおつもりですか。とにかく増やすわけではないのだけれども、今後全体として基盤を支えていくという意味では、やっぱり現状維持あたりがいるのではないかとと思うのだけれども、それどう考えますか。

それと、もう一つは多床室と個室の問題。3万円ぐらい違うわけです。この問題で社会福祉法人の方が、やっぱり佐渡の島民が入りやすいように多床室を増やしたいというのは、これ理にかなったことだというふうに私は思うのですが、その辺どうなのかと。

最後に、もう一つ、委員長が3番目と言いましたが、将来を見据えて検討すると言うのだけれども、将来を見据えて検討するって、早めに方向を出さないと、先ほど話があったようにこの後続くわけです。先ほど介護保険特別会計予算の意見にも書いてありますが、訪問介護そのものが成り立たないという時代が今来ているわけですから、地域の家庭にいる高齢者をどうやって支えるかということも大変なわけです。そういう意味で言うと、少なくとも現状維持をしながら全体を組ませていくということは私必要だと思うのですが、どのような議論があったのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 同じことを繰り返すようではありますが、一度建てた施設は40年は耐用年数があるということで、まずこの陳情で1件を認めるということは、次々とその後やってくる建て替えにも同じような条件で拠出しなければいけないという前例をつくってしまうということが、将来果たしてそれぞれの事業者が持続可能な経営を続けていられるのかというところが一番の大きな課題となってくるのではないかとというふうに思います。そこで、まずは将来の高齢者人口をしっかりと把握し、それぞれの社会福祉法人が将来設計をどうするのだ。地域の福祉、介護の施設の在り方をどうするのだという話し合いをしっかりとしなければ、無駄な建物を建ててしまうわけにいかない。それぞれの施設を建ててしまえば

空きベッドが増えてしまう。すなわち経常経費が積み重なり、それぞれの事業所の経営が立ち行かなくなるということは、中川議員も十分承知の上で質疑されているのだろうというふうに思います。そして、現在の待機者数に関しても同じことが言えるわけです。確かに我々委員会の一人一人の委員としては、待機者に対しまして、どうか施設に入所し、手厚い介護を受けていただきたいという思いで我々も審議しておりますが、事業所が事業所として成り立たないようなことを果たして補助金を入れて成り立つのかという厳しい選択を迫られる観点から、やはりまずは将来設計をしっかりとした上で建築計画というものを立てていただきたいというのを第一優先にしたという結果でございます。並びに補助金に関しては、今のところ現在の要綱というものが適切だという判断であります。将来の建設規模並びに多床室もしくはプライベートな個室という、比率のニーズに関しましてもその情勢を見極めながら建設をしていかなければならないということでございますし、御存じのとおり多床室とプライベートの個室では事業所の受けるいわゆる報酬も違ってくるというバランスが重要であるというところでございますので、その辺はしっかりとまずは協議した上で必要なサービス、しっかりと持続可能な介護というものを実現していくというためにもこの順序が必要だということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 委員長、先ほど無駄な建物が必要でないという言い方をしました。これ建て替えてすから。増設ではないのです。先ほど20年ということ言うならば、大浦の里にも2号館がある、真野の里にもあったのではないかな。これから十何年もたてば、その2号館や3号館はもちろん建て替えしないという方向も同じなのだと思うのです。無駄な建物ではなくて建て替えですから、現状を維持するための建て替えについては、先ほど経営側でみたいな話もあったのだけれども、私は無駄ではないだろうと。令和22年までということなのですが、そこでどうしても気になるのは、結局市の財政がいいか、悪いか、歌代の里の民間公募に当たっては第1次募集でいなかったの、補助金上げたというわけだよね。では、あなた方がそう言うのならば、将来考えて歌代の里をやらなければよかったという話ですか。そうではないと思うのです。やっぱり基盤全体は現状維持をしていく、できれば増やして、150人ぐらい待っている方々、300人待っている方々でも入れるというのが本来政治がやるべき仕事だというふうに思うのですが、そのような議論があったのか、なかったのかお聞かせ願いたい。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 今回の陳情に関しましての審査におきましては、歌代の里民間移行の是非については審議いたしておりません。ただ、経過の中でこれまで述べたとおり、いわゆる行政における財政コストという観点から民間に進めたという理由もないわけではないと。片やその理由といたしましては、民間でできることは民でサービス向上を狙えるという観点からあったことということも御理解いただきたいというふうに思います。将来の施設の在り方につきましては、先ほど申し上げたとおり、施設の改修工事といいますか、建て替えというものがこの10年間で何施設かやってまいります。1棟にこのような同等程度の建て替えをしますと、耐用年数40年もつ施設が無駄になってくるということが十分想定される中でありますので、この際人口減少甚だしいこの島におきまして、しっかりと持続可能な介護の供給を与えるためにも、しっかりと話合いが第一優先だということで御理解いただきたいというふうに思い

ます。補助金を下げていいなんていうことも言っていませんし、その状況においては補助金もしっかりと考えてくれる佐渡市であると信頼いたしまして、この審査結果となりました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

陳情第1号 佐渡島内の特別養護老人ホームが老朽化（耐用年数経過）により建替え（移転新築）の際、佐渡市の施設整備補助金の増額についての陳情の討論に入ります。

金田淳一君の反対討論を許します。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君） 陳情第1号について反対の立場から討論を行います。

先ほどの委員長質疑、答弁で大まかなことは皆さん御理解されたかと思いますが、私も委員会のメンバーの一人でございますので、それに付け加えて討論をさせていただきます。まず、陳情事項の1番ですが、移転新築の際5億円相当の増額の補助を要望されております。その5億円の根拠は、歌代の里民間移行の際に示された補助金交付要綱に基づく同様の支援を求めているものでございます。歌代の里は、皆さん既に御理解だと思いますが、佐渡市が直営してきた建物を更新するに当たり、約25億円の建設、造成費がかかると推計をされておりました。加えて、運営赤字が毎年約7,000万円計上され、現在に至っております。赤字削減の努力を重ねてまいりましたが、改善の兆しが見られず、残念ながら佐渡市財政の大きな負担となっているのも間違いございません。そのような背景から、両津病院の移転に合わせて、歌代の里を廃止し、民営化により新たな事業者の公募を行い、現在工事が進んでいる状況にあります。今回の事業については、建て替えではなく、民間の新規整備事業という位置づけになっております。そのことを御確認いただきたいと思えます。佐渡市の直営の場合と民間事業者による場合との経費の比較では、建築費分だけでも約18億円の行政経費削減が図られております。そして、これからは毎年行っていた赤字の補填の必要はなくなります。新たな法人に支援する建設造成費約7億円は、歌代の里の10年間の赤字の額とほぼ同じとなり、10年間でその帳尻が合うこととなります。市の財政負担が大幅に削減されることとなります。このような観点から、これまでとは別の要綱を定めて、今回の対応をしたものと認識しております。私も理解できるところであります。そして、今回の陳情では真野の里の移転を例に挙げられておりますが、財政負担の関係において、この補助金増額の制度を今後移転新築する施設に次々と適用した場合、佐渡市の財政に極めて危険な状態をもたらしてしまうのではないかという説明も受けております。このことについても、大変難しいですが、反対をしなければならない一つの理由となっております。

次に、陳情事項の2番ですが、利用料金の安い多床室を多めに整備して、佐渡市民が利用しやすい施設整備をするための支援を求められております。多床室の多い施設のサービス料金収入では、借入金の償還財源が不足するとの説明が陳情書に記載されております。居宅費負担等サービス料の負担は、多床室、個室にかかわらず、所得水準に応じて、軽減制度も含め、定められております。私が思うには、低所得者が多いので、多床室を多くつくるための公的支援をするのではなくて、個室利用への低所得者に向けた公的支援を充実することで乗り切ることができるのではないかというふうに私は思っております。事業者に支援するのではなくて、利用者への公的支援の拡大ができれば、そうすれば建設時に個室の割合を高めに設

定することで、借入金の償還財源も捻出でき、借入れが可能になるのではないかと考えております。

次に、佐渡市の高齢者と要介護者の将来像から考えてみたいと思います。先ほども委員長質疑、答弁でありますが、今から16年後の令和22年の要介護3から5の認定者は1,441人、今より245人の減少と推計をされています。現在の市内の特別養護老人ホームとミニ特別養護老人ホームの入所定員は728人です。短期入所は149人、合計で877人となっております。この人数を割り返しますと、要介護3から5の認定者の約60%の割合となります。この定員数をずっと維持する必要があるのかの議論も私は必要であると思います。そして、介護従事者は現在でも慢性的に不足をしております。これからは、もっと厳しくなることは間違いありません。施設利用者数と従業者数、従事者数を見極めながら、施設の更新を考えなくてはならないというふうに考えるところでございます。

市民厚生常任委員会での議案審査において、執行部は令和20年代には入所定員は400人台で調整する必要があるのではないかと考えています。それが正しいかどうかはまだはっきり分かりませんが、施設の適正配置の検討や先ほど述べた低所得者への個室利用支援など、数多くの課題を乗り越えて、しっかりとした将来の計画を策定してから移転新築の補助金の協議をお願いしたいと私は思います。そのためには、法人の統合や協業が視野に入ってくるのかもしれませんが。佐渡市合併からちょうど20年です。佐渡全体を視野に入れた政策により、市民福祉の向上を果たさなければなりません。以上のような理由から、私は本陳情に残念ながら反対の立場を取るものであります。

最後に、今回の陳情はそれぞれの施設の将来を懸念された各施設長の皆さんの思いが届けられたものと思います。皆さんの思いは十分理解をいたしますが、補助金増額だけでなく、いろいろな課題を検討した上での議論をお願いしたいと存じます。議員各位にもこの陳情の重みをよく理解され、御判断されることをお願いし、討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 次に、中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 賛成の討論をいたします。

きちんと手が回っているので、私があればこれ言ってもどうしようもないかなというふうに思っていますが、今の討論を聞いていて、まず1つは……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○18番（中川直美君） やじがいっぱい飛んでおります。痛いところをつかれるとやじが飛ぶのですが、財政予算、財政予算、コストカットする、コストカットする、ちょっと違うのではないかな。今困っている人をどうするのかというのが、私は政治の使命だろうと思います。先ほどありましたが、居住費負担のことを言いました。居住費負担は本当にやれるのか。今何人やっているか知っていますか。もちろん居住費負担の論理もなく、私何が言いたいかというと、この後今の介護保険の状況でいったら民間だって成り立たなくなるのです。そのときにあなた方どうするのだ。コストカット、コストカットばかり言って、私は極めて情けないというふうに思いました。先ほど佐渡市合併20年というお話もありました。佐渡市合併は、少子高齢化と介護問題を解決する、市長も首かしげていますけれども、それがテーマでした。この20年たって、いまだに何年たっても特別養護老人ホーム待機者がいる。こういう困っている人を放置しておいて

いいのかというのが、私は今問われていると思います。もちろんこれは建て替えの問題ではありますが、全体として基盤をどうつくっていくのかというのが私は今求められているというふうに思います。将来を見据えた、見据えたということがありますが、やはり本来ならば建て替えだけではなくて、私は増設でもして、今困っている人を何とかする。では、施設どうするのだといったら、違うふうに転用すればいいのです。私は、そのように考えるところでございます。今年の自民党政権の介護保険改正では、訪問介護は2%から3%の引下げで、各界からは撤回の声が上がっています。日本医師会も、訪問介護がなくなったら在宅医療にも大変なことになるという懸念が表明をされております。岸田首相も本来的に、先ほどありましたが、そこで働いている人たちの賃上げが緊急の重要課題と言っているわけであります。そういう点では、大本の国の在り方が問題なのですが、身近な政治は市民の暮らしを守るために精いっぱい努力をする、このことが一番重要だということを強く述べて賛成の討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

陳情第1号 佐渡島内の特別養護老人ホームが老朽化（耐用年数経過）により建替え（移転新築）の際、佐渡市の施設整備補助金の増額についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第1号を採択することは否決されました。

これより議案第48号、陳情第1号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について）。本案は、令和5年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支の収入の予定額に68万6,000円を、支出の予定額に525万9,000円をそれぞれ追加する補正予算を本年1月12日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。内容は、能登半島地震による災害などへの対応に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について）。本案は、令和5年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支の支出の予定額に701万円を、資本的収支の支出の予定額に1,500万円をそれぞれ追加する補正予算を本年1月12日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。内容は、能登半島地震による災害への対応に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、飼料などの高騰により市営放牧場の運営に影響を及ぼしていることから、安定したサービスの提供及び施設の機能維持につなげることを目的に、預託牛の牧場使用料を改定するため、佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県漁港管理条例の改正に伴い、漁港施設占用料などの単価について新潟県に準拠したものとする、及び漁港漁場整備法の改正に伴い、新たに占用料の徴収に関する規定が追加されたことから所要の改正を行うため、佐渡市漁港管理条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県公共海岸占用料等徴収条例など新潟県の関係条例の改正に伴い、土石採取料などについて新潟県に準拠したものとするため、佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県道路占用料徴収条例の改正に伴い、市道の道路占用料の単価について新潟県に準拠したものとするため、佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市営住宅の統廃合及び老朽化した市営住宅の用途廃止に伴い所要の改正を行うため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公園施設の名称の変更など、所要の改正を行うため、佐渡市都市公園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されることから所要の改正を行うため、佐渡市水道事業給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法などの所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移

管されることから所要の改正を行うため、佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎・多田地内）、議案第32号 字の変更について（松ヶ崎・多田地内）、以上の2議案は松ヶ崎、多田地内において新潟県が主要地方道佐渡一周線の道路改築事業で施工した海岸保全施設及び道路用地の造成工事により、新潟県知事の竣工認可を得た公有水面埋立地について、新たに生じた土地を確認すること並びに当該土地を編入するため字の区域を変更することについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第49号 令和6年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,500万円とするもので、前年度当初予算と同額になるものであります。主な内容は、市が管理する土地改良施設の施設管理費等に充当するとともに、今後想定される小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金並びに維持管理経費を計上し、その財源を売電料収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 令和6年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入及び支出の予定額を26億6,973万7,000円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を13億4,221万1,000円、支出の予定額を23億6,638万4,000円とするものであります。主な内容は、国庫補助金と水道事業債を活用した老朽管更新事業、配水管等布設替事業及び施設増改良事業に係る予算を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 令和6年度佐渡市下水道事業会計予算について。本案は、令和6年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を32億4,960万6,000円、支出の予定額を32億3,702万7,000円とするものであります。また、資本的収支では収入予定額を18億8,272万1,000円、支出の予定額を25億3,503万6,000円とするものであります。主な内容は、国庫補助金及び下水道事業債を活用した汚水管渠工事、処理施設工事、災害復旧工事などに係る予算を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第2号 佐渡市における「特定地域づくり事業協同組合」設立に関する著しく公正を欠く発起人事業者の選定方法を糾し、あらためて厳正なる公募による事業者の再選定を求める陳情。本陳情は、佐渡市における特定地域づくり事業協同組合設立に係る発起人の事業者選定の経過等の説明及び厳正な公募による事業者の再選定を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより陳情第2号 佐渡市における「特定地域づくり事業協同組合」設立に関する著しく公正を欠く発起人事業者の選定方法を糾し、あらためて厳正なる公募による事業者の再選定を求める陳情についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する、佐藤定君の質疑を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、質疑をお願いしたいと思います。

まず、通告によりまして、陳情書によれば陳情者は令和3年10月から設立に向けて佐渡市に要望を重ね、準備をし、新潟県の政策アドバイザーからもアドバイスを受けながら、事業計画書を佐渡市に提出した経過があります。また、令和5年3月末に届いた参加希望事業所へのヒアリングシートに参加、検討したいと返信したと陳述しております。しかし、市からは回答がないうちに4事業者を発起人とした設立がなされたことについて、手続上の瑕疵はなかったのかお伺いいたします。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、佐藤定議員の質疑に対する答弁を行います。

令和5年3月29日開催の設立準備会後に、陳情者から提出があったヒアリングシートについては、検討すると回答をされております。これは、陳情書資料にも記載があり、執行部からも説明がありましたので、参加を希望したものではありません。また、その後陳情者から参加、不参加の意思表示はなかったとの説明がありました。発起人となる事業者候補については、参加の意思表示があった4事業者で構成したものであると説明があり、その後の事務局公募のプロポーザル及び選定についても公平を欠くことはないという説明が執行部からありました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、質疑を続けます。

調査では、事務手続の公平性の観点から陳情者からの聞き取りは行いましたか。また、行わなかった場合、なぜ行わなかったのか理由をお答えください。また、事務手続の公平性の判断は何を基準にしたのか、担当部署だけの調査でよしとした理由は何をお答えください。また、陳情書の（4）に書いてあります、ここでヒアリングシートへの参加検討とあるのが、これは不参加の意思表示と受け止めたのかどうか、その辺の審査結果を教えてください。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） まず、陳情者に対してヒアリングをしたかという質疑だと理解しましたが、その点についてはしておりません。過去にもそういったことについては、当委員会では行った記憶もありませんし、ほかの委員会についてもしかりだと思っております。今回の陳情のポイントというのは、そのタイトルのとおりであると認識しております。要は、特定地域づくり事業協同組合設立に関する著しく公平を欠く発起人事業者の選定方法ということで陳情者から陳情が上がっているということですが、繰り返しになるかもしれませんが、執行部からの説明において公平性に欠けるものだったのかという質疑に対しては、市としては組合運営には派遣職員の人件費や事務局運営費に対して多額の支援を必要とすることから、特定の事業者で設立を進めるものではなく、公費を投入する以上、公正であり、かつ全国の成功モデルを研究した上で佐渡市の課題解決につながる仕組みとして設立されることが求められることから、提出した資料のとおり特定事業者ありきで進めておらず、セミナーで成功事例を幅広く共有した上で参加事業者を募り、その中でさらに佐渡市の方向性を確認し、参加と明確に意思表示した事業者が

発起人となっておるということで、選定方法は適切であるという説明がありました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 私が聞いておるのは、設立趣旨がどうのこうのという話はしておりません。設立に関して、門前払いをしたかどうかということを聞いておるのです。内部統制の観点からも、市民は公正を求めています、行政の手続について。その点について、審査をどの程度やられたのか。今お聞きしますと、陳情者のほうからの意見は何も聞いていない。事実関係も単に執行部からのヒアリングだけで済ましておる、これは本当に片手落ちだと私は言いたくなります。その点いかがですか。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 大分エキサイトしているみたいですが、まさに公平性を欠いているかどうかというところがポイントだと思っております。配付資料にもあろうかと思いますが、令和5年11月13日に事務局候補兼発起人候補事業者を公募開始し、3者を受け付けるとあります。そして、12月22日にプロポーザル審査会に2者が参加し、提案を実施したと。そのうち1者、ラクウェブが選定されたというような記載があります。それで、執行部に対して質疑を行いました。この1か月以上ある公募期間というところは果たして適正なのかというところで、適正だという説明もありました。例えばこれが3日間しかないとか、そういったことであれば非常に出来レースではなかったのかというような疑念を抱かれても仕方ないかもしれませんが、1か月以上あるということで、当委員会としてもそこについては問題ないというふうに理解しているところであります。なお、本来の公募というのは、公募が出ましたよということは、手挙げを検討しているような方には原則としては伝えないというのが原則論だと思うのですが、過去の経緯もあり、執行部としては丁寧に対応したいということで連絡をしたと。そして、手挙げ、要はその情報は知っておったけれども、最終的に手を挙げたり、資料に不備があったりして最終選考には残らなかったということであり、それについて公平性を欠いていたというふうに当委員会としては認識していないというところであります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長に対する佐藤定君の委員長質疑を終結いたします。

陳情第2号 佐渡市における「特定地域づくり事業協同組合」設立に関する著しく公正を欠く発起人事業者の選定方法を糾し、あらためて厳正なる公募による事業者の再選定を求める陳情についての討論に入ります。

山本健二君の賛成討論を許します。

山本健二君。

〔2番 山本健二君登壇〕

○2番（山本健二君） 山本健二です。賛成の立場から討論させていただきます。

審査のときに、執行部から島内業者では何か駄目なような言い方、島外業者、島外業者という説明があって、それは何でそういうことを言うのだというのを要綱に照らしていただきまして、どこに抵触するのだと言ったら、そういう抵触しているところはありませんと、島内業者でもいいという説明があって、それで自分が不思議だと思うのはなぜそんなに島外業者、島外業者というのを強調するのだと。それで、こ

これは不公平ではないかと自分は感じて、これはおかしいなと思っております。それで、陳情してきた人がこの説明を聞いておると自分もプロポーザルを申し込みたくても、これは市の説明を聞いておると、これは駄目だなど、誤解したのではないかと自分は思って、賛成の立場で討論させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（近藤和義君） 次に、荒井眞理君の賛成討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 陳情第2号について、賛成の立場で討論をいたします。

この陳情は、令和2年6月4日、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、マルチワーカーとして季節ごとの労働需要などに応じて、複数の事業者の事業に従事する労働者派遣事業などを行う事業協同組合に対して、国などが財政的、制度的な支援を行うべく、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行されたことから、佐渡市もこれにチャレンジしようということで出てきている陳情です。

この趣旨に陳情者と、それから佐渡市の執行部、担当課の感じている佐渡にある問題、そして目指すところは一致しています。同じです。ところが、組合設立の手続に至って具体的に進んでみると、陳情者と執行部の間の理解に違いが出てきたのだと、こういうふうに見えています。その理由は幾つかあったなと審査をしながら思いました。1つ目は、担当課が最初地域振興課でしたが、移住交流推進課に変わりました。ここに1つネックがあったと思います。2つ目、陳情者は複数おられます。季節雇用に頼る現状を解消しようと、最も当事者意識を持っておられます。しかし、その立場で担当課にこの計画、市はどのような計画を持っているのかと説明を求めるものの、示されるものがなかったと、満足できる計画ではなかったということです。今回私どもの委員会で示されましたこの計画はこの紙1枚です。でも、これで分かるだろうということは私はないと、私自身もこれはとても分かりにくいと思いました。これは私の感想ですけども、少なくとも陳情者がこれを共通の土俵ですねと市から示されている計画はなかったというふうに陳情しておられます。そして、理由の3つ目、この特定地域づくり事業協同組合は地域づくり人材をつくるというところで、この地域づくり人材の認識が陳情者と執行部で大きく異なっていました。ここは、先ほど同僚議員が討論したとおり、審査をしている私ども議員にもさっぱり理解できませんでした。それは、ここに地域づくり人材、この法第2条第2項に地域づくり人材の範囲とは何かということが書かれています。これはあくまでもガイドラインですけども、派遣職員として地域づくり人材としては、地方への移住を希望する都市部在住の若者、地域おこし協力隊として活躍し、任期を終えた若者、3者目には特定地域づくり事業協同組合の地区内に居住している若者と、この3者が対象になっています。しかし、担当課にお聞きすると、何度もこれは移住政策として国が取り組んでいます。移住政策です、移住政策ですと何度も言われました。それで、このガイドラインを出してもらいましたが、ガイドラインにある3者と移住政策だというこの間のそごは埋まりませんでした。そして、わざわざ審査のために担当課が作ってくださった資料がありますが、ここにも制度の趣旨から、佐渡市としても……佐渡市としてはではありません。佐渡市としても、島内に居住する方から雇用を進めていく考えはありませんと、このように書いています。この対象は3者ありますという法のガイドラインと、雇用を進めていく考えはないということと、

この間の溝が埋まりません。これが理由の3つ目、この陳情者との間で問題が起きていると思います。

これは、端的に言って陳情は6項目ありますけれども、全てコミュニケーション不足だと思います。説明責任は、計画の原案を持っている市の側にあります。しかし、これは説明ができていません。これを徹底的に、私どもは陳情者の側に立つ議員です。執行部の側にはいません。執行部側ではなくて、市民の代表です。当然です。執行部が最初から立って陳情を審査することはありません。ですから、陳情者にきちんと説明しようと思ったときに、今るる渡された資料ではとても説得できません。最後に、執行部はこれは補助金が国と市から入るものと。とてもこれは大事な重要なものに聞こえましたから、ではその補助金の要綱を出してくださいと言ったところで委員会がばつと終わりました。ですから、私たち自身も実は陳情者にきちんと説明する材料を全て持ち合わせていません。これが一事が万事、なぜコミュニケーション不足だということが陳情に表れているにもかかわらず、きちんとコミュニケーションを取って、最後までこういうことだと陳情者に説明できるところまで持っていこうとしないのか、ともかく途中でうちの委員会がばつと終わっているというところにも問題があるのです。ですから、これは徹底的にコミュニケーションを成立させるところまで求めて、このコミュニケーション不足です、コミュニケーション不足ですとずっとるる書かれていることに応えることがこの陳情に対する答えだと私は思います。ですから、ぜひこの陳情に賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（近藤和義君） 次に、中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。陳情第2号 佐渡市における「特定地域づくり事業協同組合」設立に関する著しく公正を欠く発起人事業者の選定方法を糾し、あらためて厳正なる公募による事業者の再選定を求める陳情について賛成討論を行います。

本陳情は、佐渡市における特定地域づくり事業協同組合設立に係る発起人事業者選定の経過等の説明及び厳正な公募による事業者の再選定を求めるものであります。産業建設常任委員会では、採択に賛成は山本健二副委員長、荒井委員、中村、反対は坂下委員、上杉委員、後藤委員、同数となり、室岡委員長の反対で陳情は賛成少数で不採択となりました。皆さん、この陳情は佐渡市の公正が問われている重要な陳情であります。佐渡市議会において、さらに徹底した調査が必要である。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

陳情第2号 佐渡市における……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 静粛にしてください。

佐渡市における「特定地域づくり事業協同組合」設立に関する著しく公正を欠く発起人事業者の選定方法を糾し、あらためて厳正なる公募による事業者の再選定を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第2号を採択することは否決されました。

これより陳情第2号を除く産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で常任委員会付託案件は全部終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

日程第2 発議案第1号

○議長（近藤和義君） 日程第2、発議案第1号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔19番 佐藤 孝君登壇〕

○19番（佐藤 孝君）

発議案第1号

緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者 佐渡市議会議員 佐 藤 孝

賛成者 " 山 田 伸 之

 " 室 岡 啓 史

緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、先般の能登半島地震による被災者は今もなお避難所での生活を余儀なくされている状況にある。2011年に発生した東日本大震災の際には、がれきの撤去や支援物資の輸送に遅れが生じたほか、被災自治体の行政機能の停止が問題となった。今後、首都直下地震や南海ト

ラフ地震などの発生も予想されており、防災減災対策を充実させなければならない。

また、5類感染症に移行されたものの今なお蔓延している新型コロナウイルス感染症は、世界各地で感染が拡大し、長期にわたり、我々の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらした。特に、中小企業や小規模事業者の経営等に深刻な影響を及ぼすとともに、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態も発生した。

我が国においては、これまで大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法等によって対処してきた。しかしながら、今後より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。未知の感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震や豪雨災害といった自然災害が発生すれば、どの自治体であっても被災地となり得る状況下において、こうした感染症や自然災害に強い社会の実現が、我が国の喫緊の課題となっている。

よって、国においては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会で建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。感染症や自然災害に強い社会の実現が我が国の喫緊の課題となっており、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起する必要があるため、意見書を提出するものであります。簡単に申しますと、国の防災、減災対策をもっと強固なものにするために、国民の意見を取り入れ、そして頑張ってもらおうという要望をするものであります。

何ら反対する理由はありませんので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第1号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書の提出についての討論に入ります。

稲辺茂樹君の反対討論を許します。

稲辺茂樹君。

〔11番 稲辺茂樹君登壇〕

○11番（稲辺茂樹君） 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書の提出についての発議案について、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

この緊急事態条項、今まさに国を分けるというような議論が巻き起ころうといたしております。この緊急事態条項は、憲法9条改正よりも恐ろしいと言われる話もあるわけであります。自民党の草案を拝見さ

させていただきますと、この発議案の中にあります、感染症や自然災害等々の対応の強化ばかりではなく、有事の際の緊急事態条項の発令という項目がございまして、内閣総理大臣は武力攻撃等または内乱が発生した場合に、それによる社会秩序の著しい欠如を招いた場合に緊急事態とこれを内閣で定め、この緊急事態条項を発するということができるという欄がございまして。私は、この濫用について一抹の不安を感じているところでございます。かつて日本、我が国は大日本帝国憲法の中に4つの緊急事態条項が盛り込まれていました。緊急勅令、緊急財政処分等々の条項が盛られておりました。この濫用により、正義の大東亜戦争が決して交えてはならないアメリカとの交戦を生み、敗戦になり、今や日本はアメリカの属国と言われるまで落ちぶれていたしております。我々の大和魂は魂を抜かれ、大和の国というところに成り下がってきているわけでありまして。この発議案にありますような、自然災害に対応する法令というものが、我々は既に法令で整備されているわけでありまして。さきの震災のときには、この法令がしっかりと遵守されるわけでもなく、1月1日の震災から2月の末まで、被災者は十分な食事の支援も受けられなかった。先般2,600食必要な分がやっと足りたというのが3月の頭でありました。このしっかりとした災害対策基本法があるにもかかわらず、このようなものが活用されていないこと自体がまずもって問題であるということでもありますし、感染症法に関しましてはコロナ禍、この緊急事態条項を推進する議員の方々は国会の空白期間を決して設けていけないということを、70日以上は国会を空白にしていけないという議員の意見がございまして、果たしてそれはどうだったのでしょうか。2021年、まさにコロナの5波、今まで過去最大の感染症者が発症しているさなかです。中小企業は経営にあえぎ、医療はパンク状態、そのさなかに国会を開いてこの対策をしてくれという国民の声に対しまして、自公政権は憲法53条を無視し、臨時国会をまさに開かなかった。国民の声を聞けない、この政権にこの緊急事態条項を任せるわけにいかないというのが私の考えでございます。そのときの国会の空白期間は、109日でございました。

今世界では、ウクライナ情勢、そしてイスラエルのハマスとの交戦、シリアの大戦、イラン、北朝鮮、様々な危機的な情勢を迎えております。世界の平和時計も40秒を切った危機的な状況であります。まさに我々は、こういう状況の中でエネルギー、世界平和、その他食料関連も含めまして、真剣に腹を据えて考えなければいけない状況であります。これもまた、この解決するためには国民の心が1つになっていなければならないということが第一だと思います。その観点から、今の自民党政権、この政権下において緊急事態条項を進めていくということがまずあり得ないということでもありますので、危機的な状況下であります。現行法の利用、そして平和を求める日本、そういうことを含めまして、緊急事態条項の審議を始めることに反対させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 次に、室岡啓史君の賛成討論を許します。

室岡啓史君。

〔8番 室岡啓史君登壇〕

○8番（室岡啓史君） 政風会代表の室岡啓史でございます。発議案第1号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書の提出について、賛成討論をいたします。

本意見書は、自然災害や感染症に強い社会の実現が我が国の喫緊の課題となっており、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起す

る必要があるため提出されたものであります。

私は、下記２つの必要性の観点から国会での議論が必要であると強く主張いたします。１、緊急事態条項の必要性。近年自然災害や感染症のパンデミックなど、国民の生命と生活を脅かす緊急事態が発生する頻度と規模が拡大しております。東日本大震災、能登半島地震や新型コロナウイルス感染症の経験から、従来の法体系では対応し切れない状況が現実のものとなりました。緊急事態条項は、こうした緊急事態に迅速かつ効果的に対応するために必要な規定です。国民の命と生活を守るために、政府は必要な措置を講じる必要があります。例えば首都直下地震が発生し、国会が開けないような状況に陥った際などに、政府が法律と同じ効力を持つ政令を定めることができるようにする。また、議員任期の延長として国会は開けるものの、選挙の実施が難しい状況が長期化した場合などに、国会議員の任期が切れ、国会の機能が維持できなくなる事態を避けることなどを想定する必要があります。

２、国会における建設的な議論の必要性。しかしながら、緊急事態条項は国民の権利を制限するのではとのお声も聞かれます。先ほどの反対討論も一理あるのかもしれません。だからこそ導入には十分な議論が必要なのです。国会において緊急事態条項の必要性、内容、運用方法について幅広い議論が必要です。国民の意見を十分に反映した国民のための緊急事態条項を実現しなければなりません。

改めてお伝えしますが、本意見書は国民の命と生活を守るために緊急事態条項に関する国会審議を強く求めるものであります。緊急事態発生時に政府が迅速かつ効果的な対応が可能となる。国民の生命と生活をより効果的に守ることができる。緊急事態への備えを強化し、被害を最小限に抑えることができる。以上の理由から、私は本意見書に賛成いたします。国会において、国民の意見を十分に反映した国民のための緊急事態条項を実現するために、建設的な議論を促進していくことが重要であると考えます。議員の皆様方におかれましては、良識ある冷静な御判断により賛成をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） 次に、佐藤定君の反対討論を許します。

佐藤定君。

〔４番 佐藤 定君登壇〕

○４番（佐藤 定君） 無会派、佐藤定です。発議案第１号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書提出について、反対討論を行います。

最初に、新しい戦前を危惧して発言します。憲法とは何でしょうか。人類において、マグナカルタ、ワイマール憲法など多くの憲法が成立してきたのは、権力者に好き勝手な国家運営をさせないためでした。そういった歴史的経過からは、憲法とは国家権力が暴走しないように縛るものです。すなわち国家権力に対する拘束具としての性質が、憲法の最も重要な本質であると考えられます。ところで、現在災害時などを想定して、憲法に緊急事態条項という条文を追記しようという議論がされています。改憲４項目の中にも、この緊急事態条項が含まれています。現在議論されている緊急事態条項とは、簡単に言うと、時の内閣が大災害で緊急と判断した場合には国会の機能、立法権を当該内閣が自主的に兼ねることができる、国会議員の３分の２以上の多数で国会議員の任期を延長することができるという内容のものです。したがって、緊急事態条項を憲法に加筆すれば、憲法による国家権力、内閣に対する束縛の度を下げることになります。このような緊急事態条項の創設を認めることは、せっかく悪者の手足を絞ってしまったのに、少し縄を緩めてほしいと言ってくるからと素直に縄を緩めてあげるようなものです。これを繰り返せば、一

度縄を緩めただけで手足を縛られている人は、自力で縄をほどくことができるようになるかもしれません。果たして手足を縛られている人がいつか縄をほどいて、手足を縛っている人に、国民に襲いかかってこないという保証はあるのでしょうか。歴史的な経過からは、一般的に国家権力は腐敗し、暴走しようとするものであります。昨今のロシア大統領、プーチン氏を見ていれば、そう感じる人も多いのではないのでしょうか。憲法という縄を緩めるのは大変危険な行為です。この縄を緩めるべきか、緩めないべきかという議論が憲法改正の議論なのです。歴史を振り返ると、緊急事態条項は濫用されています。戦前の日本でも、緊急勅令による人権侵害が行われました。日本国憲法では、このような歴史を踏まえ、民主政治を徹底し、国民の権利を十分守るためにあえて緊急事態条項が設けられなかったのです。私たち国民は、権力を憲法で縛っています。その縛りを解いてしまったら、表現の自由が制限され、言いたいことも言えない世の中になるかもしれません。緊急事態条項は、その創設が本当に必要かよく考えてみる必要があります。立ち止まって、憲法や緊急事態条項を考えてみる必要があります。

以上、歴史から学び、戦争をしない国を守るために私は反対します。議員各位の賛同を求めます。

○議長（近藤和義君） 次に、荒井眞理君の反対討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） みらい佐渡会派の荒井眞理です。緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書採択に反対の立場で討論を行います。

議員には、確かに発議権はあります。けれども、その発議が佐渡市民の代表たる佐渡市議会の意思を国に伝える意見書となるなら、発議する前の議論を十分に尽くし、これが佐渡市民の意思を伝えるものと言えるものにする必要があると思いませんか。やっていません。特にこのたびの緊急事態条項は、関係法98条によりますと、内閣総理大臣は我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害、その他の法律で定める緊急事態において特に必要があると認めるときは、法の定めるところにより、閣議にかけて緊急事態の宣言を発することができるというものです。ですから、緊急事態条項があたかも自然災害のためにあるかのような印象をこの15分ぐらい植え付けられたような気がします。一丁目一番地は外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱を含んでいますから、議論は十分に市議会でなされたとは思えません。岸田首相が国民の支持率20%であっても、平然と乱発している閣議決定のみで宣言できるというものです。閣議決定は、例えば軍事予算を5年で43兆円増額する、戦闘機の海外輸出といった憲法すら飛び越えたような国民の願いや必要とは全く異次元のことを、国会を通さずに国民と議論せずに決められるという議会不要、議会は要りませんという、議会制民主主義の否定を意味するようなものです。

このたびの意見書では、地震、津波による大規模災害をなぜ閣議決定に委ねたいと希望するのでしょうか。実際に、政府はさきの能登半島地震に関してもおかしかったと私は思っています。皆さんも新聞の報道などで確認しておられると思いますが、政府は能登半島の下には活断層はない、認識していないと、このような白紙状態、能登半島の下は活断層白紙状態だというふうに言っていました。これは、つまり直下型の地震と津波に対して特段の警告も対策も怠ってきたということです。だから、直下型の地震の津波に対する避難訓練ができていなかったのです。北陸新幹線の延伸による経済活動、経済活性化に水を差すと

思ったのでしょうか、あるいは志賀原発の反対論が起きるのが怖かったのか、真意は分かりません。しかし、政府の態度は科学的見地も合理性も客観性も持ち合わせていませんでした。そして、平然と活断層はありませんと断定し切るものでした。これは、お聞きの市民の皆さんもそのときの報道を確認していただければいいと思います。今さら能登半島地震の復興のために緊急事態条項を改めて使ってほしい、いや、もっと審議をしてほしいと何の対応を求めるのでしょうか。それ以前に、政府の能登半島の下には活断層はありませんとした態度の反省を求めるのがまず先だと思います。まずは、政府が科学的に災害を予知し、防災、減災に最善の努力をする、このような姿勢に立ち、反省を表明することが大切です。それをしないで能登半島地震の被災復興に邁進している姿は、国民あるいは当事者にとってはおかしいことに映っています。

ともあれ議会は言論の府です。佐渡市議会内で様々な議論を尽くすことなく、緊急事態条項を国会で話し合ってもらおうというのは無責任な丸投げ議会と言われかねません。賛成議員の数が足りればよいというゲームでもありません。緊急事態条項について、佐渡市民も国会に何を議論してもらいたいのか話し合い、それをさらに佐渡市議会で議論し、それから国会に意見を上げるのが議会制民主主義の在り方ではないのでしょうか。丁寧に議論を重ね、それからこの意見書について発議をするべきだと考えます。その手続が不足していると思い、この採択には反対をいたします。

○議長（近藤和義君） 次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） それでは、反対討論を行います。簡潔にできるだけやりたいと思います。

1つは、事実を言わないとあなた方はいろいろ何か言うからですが、緊急事態条項は憲法を改正したというのが本音です。それを火事場泥棒って、自然災害が起きるとこういう問題だ、こういう問題だと言ってごまかすのです。火事場泥棒議案という。いいですか。自治日報ですが、2024年1月31日、公明改憲条文を検討、緊急事態の議員任期延長に合意をした。こういうのが来ているのです。つまりこれは自然災害でも何でもないので。改憲を進めたい側が、自然災害などと称して変えようという甘いワナです。先ほど賛成討論のパンデミック、自然災害がありました。これも各派代表者会議でも言いました。自然災害が起きたときには、災害基本法とかその辺はきっちりやればいいのです。テロが起きたときには、緊急事態対処法や警察法できちんとやればいいのです。ところが、一番問題なのは、先ほどからあるように、議員の任期をして全てを支配してしまおうということです。ですから、ここを全部読んでいただければ分かるが、おそれがある、おそれがあるとしか書いてありません。

ちなみに、もう一度だけ言っておきます。全国の弁護士連合会が全て反対しております。例えば全国34の弁護士会及び弁護士連合会が、災害を理由とすることも含めて、日本国憲法に緊急事態条項、国家緊急権を創設することに反対する意見書、会長声明を出している。新型コロナウイルス感染症についても、平時の法律である検疫法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と緊急時の法律である新型インフルエンザ等対策特別措置法によって対処することは十分可能であるというふうに言っています。要は大災害を利用して、あたかも議論を進めると言いながら、国会で多数でまた押し切ろうという企てである。ですから、今国会でも議論が分かれているものであり、これは慎重であるべきであるし、佐渡市議

会として発議をすべきではない。

ちなみに、3月6日の各派代表者会議で、ある方が保守系の会派にどちらから出た案ですかと言ったら、新潟県の自民党県議団の方々ですという答えもあったということも御紹介をしておきます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

発議案第1号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第2号

○議長（近藤和義君） 日程第3、発議案第2号 政治資金パーティー裏金問題の真相解明と再発防止等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲辺茂樹君。

〔11番 稲辺茂樹君登壇〕

○11番（稲辺茂樹君）

発議案第2号

政治資金パーティー裏金問題の真相解明と再発防止等を求める意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者	佐渡市議会議員	稲 辺 茂 樹
賛成者	〃	中 川 直 美
	〃	中 川 健 二
	〃	佐 藤 定
	〃	山 本 健 二
	〃	平 田 和太龍

政治資金パーティー裏金問題の真相解明と再発防止等を求める意見書

政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていなかったことが判明し、政治資金規正法違反として立件された事案や、いわゆる裏金疑惑が指摘されている事案は、多くの国民の間に政治に対する強い不信感が広がっている。

政治資金規正法は、政治資金の収支の公開等により政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われる

ようにし、政治活動の公明と公正を確保することにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。この法の趣旨から逸脱した政治資金の取扱いが指摘され、政治の在り方さえも問われている今回の事態は、地方議会としても看過できず、誠に遺憾と言わざるを得ない。

真相を明らかにするために衆参両院の政治倫理審査会も行われたが、全容解明どころか疑惑は一層深まるばかりで、真相解明を曖昧にし、幕引きをはかることは多くの国民にとって到底納得できるものではない。

政府や国会は全容の解明と政治に対する不信感の払しょくに取り組むとともに、政治資金の取扱いの適正化による裏金問題の抜本的な再発防止策措置を講じることは絶対に必要である。

よって、国においては、真相を解明し、政治資金規正法の本旨に立ち返り、政治資金や政策活動費の取扱いについて、抜本的な見直しを行い、今回のような事態の再発防止と政治に対する国民の信頼回復に誠心誠意取り組むよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。まさに今国民の間では、テレビのスイッチを入れると裏金、裏金、裏金ということであります。簡単に言いますと、この裏金問題も政治資金規正法の問題なのかということではなく、本来は政治資金規正法の運用した人間の問題だということが大きな問題です。それをメディアや政府はその話をすり替え、裏金ではなく、政治資金としてしっかりと使っているというようなことで、その悪行を免れようとしている現状であります。まさに自民党が犯したこの政治資金に関わる罪は、非常に大きいものだというふうに思っております。その自民党は、30年間国民の賃金は上げない。今まさにGDPはドイツに抜かれ、世界第4位。国民の生活が少しでも潤っていれば、この裏金も私個人は目をつぶってもいいかと思ったわけではありますが、このような生活困窮を巻き起こしたこの自民党にこの30年間やっていることは何か。国民の生活は苦しいが、私たち議員の懐は潤っている、こんなでたらめな話がまかり通っているのか、腹立たしい思いはありますので、この発議案を提出した次第でございます。

民信なくして国は立たず、これは孔子の教えでございます。去る4年前、ちょうど4年前であります。この場で市長にこの言葉を申し上げました。民信なくして国立たず。今の若者世代は、政治に関心がない、そういう世代だと言われておりますが、果たしてそれが本当でしょうか。自分の生まれた国に誇りが持てない、責任が持てない、本当に若者はそういうふうに思っているのでしょうか。これは若者のせいではなく、政治に信頼がなく期待ができない、国民の声が聞いてもらえない政治に若者は辟易としている、こういう問題ではないでしょうか。まさにこの政治資金の問題、国民の95%が税務調査に入るべきだというふうに報道されており、さらに65%の国民は議員辞職すべきだというふうに、国民の怒りは頂点に達しているところでございます。政治の使命は何か。皆さんに申し上げるまでもなく、政治の使命は国民の生命と財産を守り、希望と安心できる未来を築くことであります。私たちが生まれたこの国に信頼と希望が持てない、そんな国に若者の将来はあるのでしょうか。今こそ私たちがしっかりと政治の流れを立て直し、若い人たちに送り届ける、この機会が今だというふうに思います。どうか良心のある佐渡市議会議員の諸侯に心からの賛同をお願い申し上げて、私の発議案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第2号 政治資金パーティー裏金問題の真相解明と再発防止等を求める意見書の提出についての討論に入ります。

中川健二君の賛成討論を許します。

中川健二君。

〔5番 中川健二君登壇〕

○5番（中川健二君） みらい佐渡の中川です。発議案第2号 政治資金パーティー裏金問題の真相解明と再発防止等を求める意見書に賛成討論をします。

政治資金パーティーの収入の一部を政治資金収支報告書に記載しなかった疑いがある事件であります。これにより、約6億円近くの裏金が2018年から2022年までに発生したと言われております。政治資金収支報告書に記載しなかったということは、国民の監視を逃れるための違法行為で、断じて容認はできません。政治資金収支報告書記載内容を明確にし、国民に対して説明責任を果たすよう強く求めます。国民は、この物価高の中、高額な納税義務を果たしながら、爪の先を削る思いで生活をしています。善良な市民感覚からすれば、法外な金額のお金を無税で自由に使う政治家を容認することはできません。金の流れを明らかにし、政治資金収支報告書の記載内容を明確にして、国民に対して説明責任を果たすことが重要で、現行の罰則を見直し、違反者に対する厳しい措置を検討すべきです。再発防止と政治に対する国民の信頼回復のために、政治文化を改革し、公正で透明な政治の実現のために議員の倫理観を高め、国民の期待に応える政治を目指すべきと考えます。議員の皆さんの賛同を求めます。

○議長（近藤和義君） 次に、中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 賛成討論を行います。

ぜひ先ほど緊急事態条項にも賛成をされた皆さんにも賛成をしていただきたい。国民の圧倒的多数がこの裏金問題、パーティー金問題では怒っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。衆参両院の政治倫理審査会、一層闇が深まっているというのが国民の思いです。地方政治からこれをしっかり解明しようという声を上げずして議員の立場はあるかと、こういうことを言いたいだけであります。今回の問題はいろいろいっぱいありましたから、今回の問題は書類の記載ミスなどではありません。国民の関心を逃れるためにわざとやった、組織ぐるみで20年来やっていた、こういう話です。ぜひ先ほど緊急事態条項にも賛成した諸君にも賛成をしていただきたい、このことを強く述べて賛成討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

発議案第2号 政治資金パーティー裏金問題の真相解明と再発防止等を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

発議案第2号は否決されました。

日程第4 発議案第3号

○議長（近藤和義君） 日程第4、発議案第3号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番（佐藤 定君）

発議案第3号

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者 佐渡市議会議員 佐 藤 定

賛成者 " 中 村 良 夫

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故では、30kmをはるかに超えて放射性物質が拡散され、様々な問題が起きたことは周知の事実である。その事故の被害の深刻さから、原子力発電所の再稼働については、多くの国民が反対している。

新潟県にある柏崎刈羽原子力発電所は、佐渡市にもっとも近いところで直線距離約50kmの場所にある。佐渡市は離島であるために避難が非常に困難な状況下に置かれている。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による被害により、改めて佐渡市民は自然災害の怖さを認識するとともに、原子力発電所の万一の事故による“いのち”の危険を抱いた。佐渡市のすぐそばで大地震が発生し、その余震とみられる地震も続く中、原発を稼働することは、危険を顧みない行為である。

新潟県は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を拙速に認めず、安全体制を確立するとともに、佐渡市民にも十分理解を得られる安全・安心を優先した避難計画を策定すべきである。

よって、新潟県においては、佐渡市民の安全を確保するため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 安全体制を確立し、住民の安全・安心が確認されるまで、新潟県は柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を拙速に認めないこと。
 - 2 離島という地理的特殊性に配慮した避難計画を示し、十分に佐渡市民の理解を得ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を拙速に認めず、安全体制を確立するとともに、佐渡島民にも十分理解が得られる安心、安全を優先した避難計画を策定し、佐渡島民の安全を確保するため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第3号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議案になっている意見書の提出について討論を行います。

御承知のとおり、これとほぼ同じ内容の陳情が出ていたにもかかわらず、総務文教常任委員会では今の状況では判断できないといって継続審査だ。継続審査にすれば、もう任期がないから廃案、葬り去るという、こういう私から言うとはよくないやり方をされたことに伴って出てきたものだと思うが、そこで賛成討論をしておきたいと思う。

何度も言っていますが、2018年、2015年、どちらもこれと同趣旨の内容、安全を確認しないのに再稼働するのではないという意見書を上げておりますので、賛同のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午後 4時35分 休憩

午後 4時35分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

以上で本案の討論を終結いたします。

発議案第3号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

発議案第3号は否決されました。

日程第5 発議案第4号

○議長（近藤和義君） 日程第5、発議案第4号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦などに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 発議案第4号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦などに関する意見書の提出について。

これも総務文教常任委員会に付託をされた陳情です。新潟県議会も昨年12月27日ですか、採択もしております。県内でも幾つかの自治体がパレスチナ、ガザ地区の即時停戦を求める決議や意見書を出しておりますし、全国でも数多く出ているものでございます。これが何で、これもまた継続審査ということで葬り去られたわけなのですが、ぜひ賛同をお願いしたいと思います。

発議案第4号

パレスチナ・ガザ地区の即時停戦などに関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者 佐渡市議会議員 中 川 直 美

賛成者 " 稲 辺 茂 樹

パレスチナ・ガザ地区の即時停戦などに関する意見書

イスラエル建国以来、イスラエルのパレスチナ占領は国際法違反であると数々指摘されてきたが、それが改まることはなかった。そして、昨年10月7日のハマスによるイスラエル越境攻撃に対する報復として始まったイスラエルのガザ地区侵攻は、今もなお続いている。

イスラエルからの警告で、ガザ市民の多くは住む場所を追われ南部への移動を余儀なくされたが、その南部への侵攻も始まっている。また、世界保健機構（WHO）によれば、ガザの人口220万人のうち約93%が深刻な飢餓に直面している。そんな中、日本政府は国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への拠出を停止した。

今回のイスラエルの侵攻では、少なくとも2万8,340人が死亡、6万7,984人が負傷（2月11日時点）したとされており、その7割が女性と子どもである。また、医療従事者やジャーナリスト、国連職員らも標的になった。さらにイスラエル軍は学校や病院、パレスチナの公的施設をも狙って破壊していることから、この無差別攻撃はパレスチナの消滅を狙った「民族浄化」にほかならない。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 国連の安保理決議に従って、速やかにイスラエルに停戦させること。
- 2 全ての紛争当事者に対し、国際人道法をはじめとする国際法の遵守を求め、国際法違反の行動を直ちに停止させること。
- 3 日本は憲法第9条に、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発

動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と明記している。日本政府はこれに従う義務があり、国際的にもこの憲法条文にのっとり行動しなければならない。よってイスラエルによるパレスチナの占領を終結させるよう努めるとともに、必要とされる人道支援の実施を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ぜひ良識ある判断をお願いしたいと、最後にこのことを申し上げておきます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

発議案第4号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦などに関する意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

発議案第4号は否決されました。

日程第6 発議案第5号

○議長（近藤和義君） 日程第6、発議案第5号 自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等の検討を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第5号

自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等の検討を
求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者	佐渡市議会議員	金 田 淳 一
賛成者	〃	室 岡 啓 史
	〃	山 田 伸 之

自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等の検討を
求める意見書

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、石川県内において、多数の家屋の倒壊や火災による焼失があったことに加え、ライフラインが長時間途絶するといった事態が生じ、住民が自宅に留まり続けることが困難となった。また、道路の寸断等に加え、多数の孤立地域が発生し、その解消に長い時間を要した。

本市においても、液状化現象による道路の陥没などの被害が生じており、地震と原子力災害との複合災害時には、原子力災害対策指針に示された屋内退避や避難等は困難ではないかといった不安の声が上がっている。

原子力規制委員会では、今後、外部専門家や現場の経験がある自治体などを加えた検討チームを設置し、屋内退避の解除や避難等への切替えの判断の考え方などについて議論していくこととしているが、能登半島地震の状況を鑑みれば、国として、降雪時の過酷な避難状況も想定するなど、自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等についても検討することが重要である。

よって、国においては、住民の安全と安心を確保するため、自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的かつ実効性の高い避難方法等について検討した上で、防災基本計画や原子力災害対策指針等の必要な見直しを行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。住民の安全と安心を確保するため、自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的かつ実効性の高い避難方法等について検討した上で、防災基本計画や原子力災害対策指針等の必要な見直しを行うよう要望するため、意見書の提出をするものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第5号 自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等の検討を求める意見書の提出についての討論に入ります。

稲辺茂樹君の反対討論を許します。

稲辺茂樹君。

〔11番 稲辺茂樹君登壇〕

○11番（稲辺茂樹君） 発議案第5号、自然、原発災害時における避難方法等の検討を求める意見書に対して、反対の立場から申し上げます。

反対理由といたしましては、この避難の方法について検討を求めるという文言がいわゆる原発再稼働ありきだということに尽きるからであります。皆さん、胸に手を当てて考えていただきたいと思います。13年

前、3月11日、我々は未曾有の震災を体験いたしました。そして、その2日後には今までの原発の安全神話が見事に崩れ去ったわけであります。今この13年たっても、福島原発に残された880トンと言われる燃料デブリは、一グラムも回収されていません。また、廃炉までの道筋は全く示されていないという状況であります。さらに、福島原発付近の浪江町、ここには当時2万1,000人の人口がおりました。まだ避難指示解除区域に100%になっていない。13年経過した今、住民は2,000人しか住んでいない。こういう悲惨な原発事故を巻き起こしてしまいました。これが私たちの近くの柏崎で起きたとき、このふるさと佐渡島が、この島に若い人たちがまた再び戻ってこられるのだろうか、そんなことを私は考えてしまいます。福島原発の周辺の方々のお気持ちを酌めば、この原発というものがいかに恐ろしいものか、我々扱っていいものだろうか真剣に考えなければならないというふうに思います。確かにこの発議案では、自然災害についての避難について検討してくれと、検討を進めろという案であります。基本的には原発は一たび事が起きれば大変なことになる、我々の手に負えないものであるということをしっかりと考えるべきであり、避難経路以前の問題であると考え、この発議案に反対するものでございます。どうか皆様、良心の胸に手を当て、この反対の意見に賛同していただくことをお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

発議案第5号 自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等の検討を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近藤和義君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申出があります。

これより当該申出についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 継続審査の申出についての反対の討論をいたしたいと思います。

1つは、議員としての職責を放棄するものだという点であります。我々の任期はあと僅かしかないにもかかわらず継続審査とする、そして廃案とする、自分らがどれに賛成したかも隠し通したいというこのようなことは、議員としてはやってはならないことだと思います。少なくとも過去の議員はそのようなことがなかったし、私の経験でもちょうど改選期であっても正々堂々とお互いにやっていた、このことをまず1つ強く述べておきたい。

2つ目は、このときも、この2つの件、今の状況は審査できないと言いましたが、原発に賛成者の山田

議員は状況が変わったという判断もしているようですから、私から見ると、ぜひ会期延長でも何でもして、継続審査をするべきだということを申し述べたい。

3点目、陳情、請願は市民から出された政策提案として受け止めてやるというのが議会基本条例の魂であります。そういう意味でいえば、やはり継続審査として事実上廃案にするのではなくて、ここから酌み取るべき点は酌み取っていく、これが議会の知恵であろうというふうに思います。

最後に、こういったときが出たときには意見書をどうするかといって意見の違いをすり合わせて、どうするか判断をすればいいものを、継続審査の一点張りだった、このことを強く申し述べておきたいと思います。

以上をもって、継続審査をすべきでないという理由といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

総務文教常任委員長からの閉会中の継続審査の申出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は委員長の申出のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

よって、総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（近藤和義君） これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和6年第1回（2月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。新年度予算編成につきましては、能登半島地震への対応、原油価格、物価高騰などから市民の暮らしを守る当面の対策、そして安心して暮らし続ける島と地域循環共生圏の創出、この2本の未来像の実現に向けた施策に取り組む一方で、持続可能な財政基盤を維持するため、人口5万人の自治体における適正な市民サービスを見据えた公共施設の配置、組織の最適化、これを念頭に置き、最大の効果を最少の投資で生み出していく、そのような予算になるように取り組んだところでございます。この予算への様々な御意見、そして代表質問、一般質問併せて御指摘等をいただきましたことにつきましてまた感謝を申し上げます。御指摘について、様々検討させていただきながら、施策に反映をさせていきたいというふうに考えております。

また、本年7月、世界遺産委員会において「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録の可否が審議される見込みとなっております。「佐渡島の金山」が持つ文化的価値、そしてその魅力、これを多くの方知っていただけるよう、国や県と連携を強化し、全力で取組を進めるとともに、市民の皆様と構成資産の保全、活用に向けた機運の醸成、そして受入れ、もてなしの機運の醸成、これを一緒につくっていききたいという

ふうと考えておるところでございます。

また、島の子供たちが活躍している大変うれしい話題が続いております。真野中学校と南佐渡中学校が新潟県リコーダーコンテストで金賞を受賞し、全国大会に出場します。また、少年剣道では佐渡剣士会、個人種目ではバドミントン及び空手で多くの中学生が県大会で好成績を収め、全国大会に出場されます。先日表敬訪問を受けまして、全国大会の意気込みや緊張など、大勢の子供たち、指導者、保護者の皆様とお話をさせていただきました。全国各地の選手と競い合い、そして技術の向上、そして活躍を本当に期待しておるところでございます。本当に佐渡市民一体となって応援していきたいというふうに思っております。またあわせて、先般のはなが甲子園において、佐渡中等教育学校が優勝に当たる文部科学大臣賞を受賞いたしました。大変すばらしい活躍にまたお祝いを申し上げるところでございます。

また一方、3月10日は佐渡の日でございます。おんでこドームにおきまして、ユーチューバーのけえ【島育ち】さんが主体となった佐渡ヶ島フェス2024が開催されました。北は北海道、南は沖縄、ここまで島内外から約2,000人の来場者がありました。来場者全員での佐渡おけさを踊る催しなど、本当に子供たちの生き生きとした笑顔が印象に残るイベントでございます。観光客が比較的少ない時期の旅行需要を喚起するとともに、特にファミリー層を中心に全国に向けて佐渡の魅力を発信するすばらしいイベントであったというふうと考えておるところでございます。昨年からも本当に若い人の活躍が地域の拠点をつくったり、観光の名所をつくったりということで、大きく佐渡が変わろうとしているという印象を持っております。こういう活躍をぜひ応援をしてまいりたいというふうと考えております。

結びになりますが、いよいよ4月という新しい旅立ちと出会いの季節を迎えます。新しい出会いが市民の皆様、また議員の皆様、そして佐渡市にとって新たな飛躍になること、そして皆様方のますますの御活躍と御健康を御祈念申し上げ、今定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（近藤和義君）　ここで恒例ですが、今任期最後の定例会の閉会に当たり、私から一言御挨拶を申し上げます。

令和4年4月に議長に就任して以来、二元代表制の一翼の長として職務に邁進をしてまいりました。この間、初めて無会派からの選出となった私の議長でしたが、議員各位の御協力により、お約束した行政に対する批判と監視の府としての一定の役割は果たせたものと思いますし、人口減少及び議会基本条例は特別委員会も設置をして、成果も上げることができました。また、全国離島議長会の会長にも就任をさせていただき、全国の仲間とともに航路の島民負担軽減にも取り組んでいるところであります。本日は、佐渡市発足以来の懸念であった新庁舎のこの議場においての初めての定例会を閉じることができることは、この建設事業推進に携わってきた者として誠に感無量であります。渡辺市長をはじめ、執行部の長年の尽力に対して心から感謝を申し上げます。

本年は、念願の世界遺産登録及びLCC首都圏直行便就航の年であります。今後も執行部と議会が切磋琢磨をし合い、離島佐渡市が発展することを心から祈念を申し上げまして、私からの最後の御挨拶といたします。2年間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和6年第1回（2月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 藤 和 義

署 名 議 員 山 田 伸 之

署 名 議 員 坂 下 善 英